



平成30年 3月23日
内閣府（防災担当）

「防災経済コンソーシアム」が設立されました！ ～事業者の災害への備えを官民一体で促進します～

1. 概要

近年の災害の激甚化、切迫する大規模地震等を踏まえれば、公助には一定の限界があり、自助の促進による社会全体の災害リスクマネジメント力を向上させることが極めて重要です。

特に、地域経済の維持や早期復興という観点からは、事業者が事業活動の中で、災害に対して経済的な観点からも事前に備えることが不可欠です。

事業者による災害への備えを促進するためには、取引先・金融機関・税理士・経済団体等の、事業者の事業運営に関係する多様な主体が、共通の理念の下に、面的かつ継続的に働きかけることが効果的と考えられます。

こうしたアプローチの実現に向けて、関係団体が自律的なネットワークを形成し、官民一体で活動する新たな枠組みとして、3月23日（金）、「防災経済コンソーシアム」が立ち上げられました。

また、「防災経済コンソーシアム」の設立と併せて、コンソーシアムのメンバーが尊重すべき共通の理念として、「防災経済行動原則」が策定されました。

来年度から具体的な活動を開始し、メンバーによって「防災経済行動原則」の考え方を事業者に普及・啓発していくとともに、メンバーの活動状況の共有等を通じて、普及・啓発やその他の課題等について、官民一体となって、検討をしてまいります。

2 構成員等：別紙1をご参照ください。

3 防災経済行動原則：別紙2をご参照ください。

4 活動計画（予定）：年4回の事務部会と年1回の総会を開催。総会にてまとめた内容等を適宜情報発信してまいります。

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）付 松田、星野

電話：03-3501-6996 FAX：03-3581-7510

【本取組の背景】

- 近年の災害の激甚化、想定される大規模災害を踏まえれば、公助には一定の限界があり、自助の促進が極めて重要。
- 特に、地域経済の維持や早期復興という観点からは、事業者が事業活動の中で、災害に対して経済的な観点からも事前に備えることが不可欠。
- 経済的な備えの促進には、取引先・金融機関・税理士・経済団体等の事業者の経営判断に影響を与える関係者が、共通の理念の下に、面的に働きかけることが必要であり、継続的なものとするためには、これら面的な働きかけが通常の事業活動の中で（つまり自律的に）行われることが必要。
- これらの実現に向け、行政と産業界が連携のうえ、関係団体が自律的なネットワークを形成し、官民一体で活動するための枠組みが必要。

【コンソーシアムの目的】

自助・共助の観点から、事業者が自然災害に対して災害リスクマネジメントを実施して事前の備えを充実させることを、コンソーシアムを通じて、面的・継続的に促進し、結果として社会全体の災害リスクマネジメント力向上により防災力が高まること

【基本理念】

事業者の災害リスクマネジメント力が向上し、結果として社会全体の防災力が高まるように、コンソーシアムメンバーが尊重すべきものとして「防災経済行動原則」を策定

【取組体制】

- 事業者が事業活動の中で事前の備えを行うことを目指し、国と民間団体（官民）が一体となって取組むことが重要。
- メンバーの代表である幹事と内閣府が連携して事務局を務める。

【活動体制】

- 事務部会における実務的な議論・共有
- 総会における取組状況の共有や意思決定

【コンソーシアムの活動内容】

- 防災経済行動原則の作成（メンバーが尊重すべき理念の共有）
- 防災経済行動原則の普及・啓発（メンバーの情報伝達ルートにて）
- メンバーの活動状況の共有（行動原則の普及・啓発活動、その他の自助促進の活動）
- その他勉強会等（行政や有識者からの情報提供）

【コンソーシアムの活動・運営方針】

- 各メンバーは、行動原則を可能な限り各メンバーの構成員等に普及・啓発することで、面的・継続的なアプローチや、事業者による理解が進むよう努力する。
- コンソーシアムは、各メンバーの活動に資する取組みを行う。
 - ◆例えば「事務部会等における各メンバーの活動状況の報告を通じて、行動原則の普及・啓発や自助促進に当たっての好事例等を共有し、「普及・啓発等における課題等について検討を行う」といったことが考えられる

【メンバー構成】

- 外国損害保険協会
- 経済同友会
- 全国銀行協会
- 全国商工会連合会
- 全国信用金庫協会
- 全国信用組合中央協会
- 全国中小企業団体中央会
- 日本経済団体連合会
- 日本商工会議所
- 日本税理士会連合会
- 日本損害保険協会（初年度幹事）
- 日本損害保険代理業協会
- 日本保険仲立人協会

（五十音順、敬称略）

防災経済コンソーシアムを通じた取組イメージ

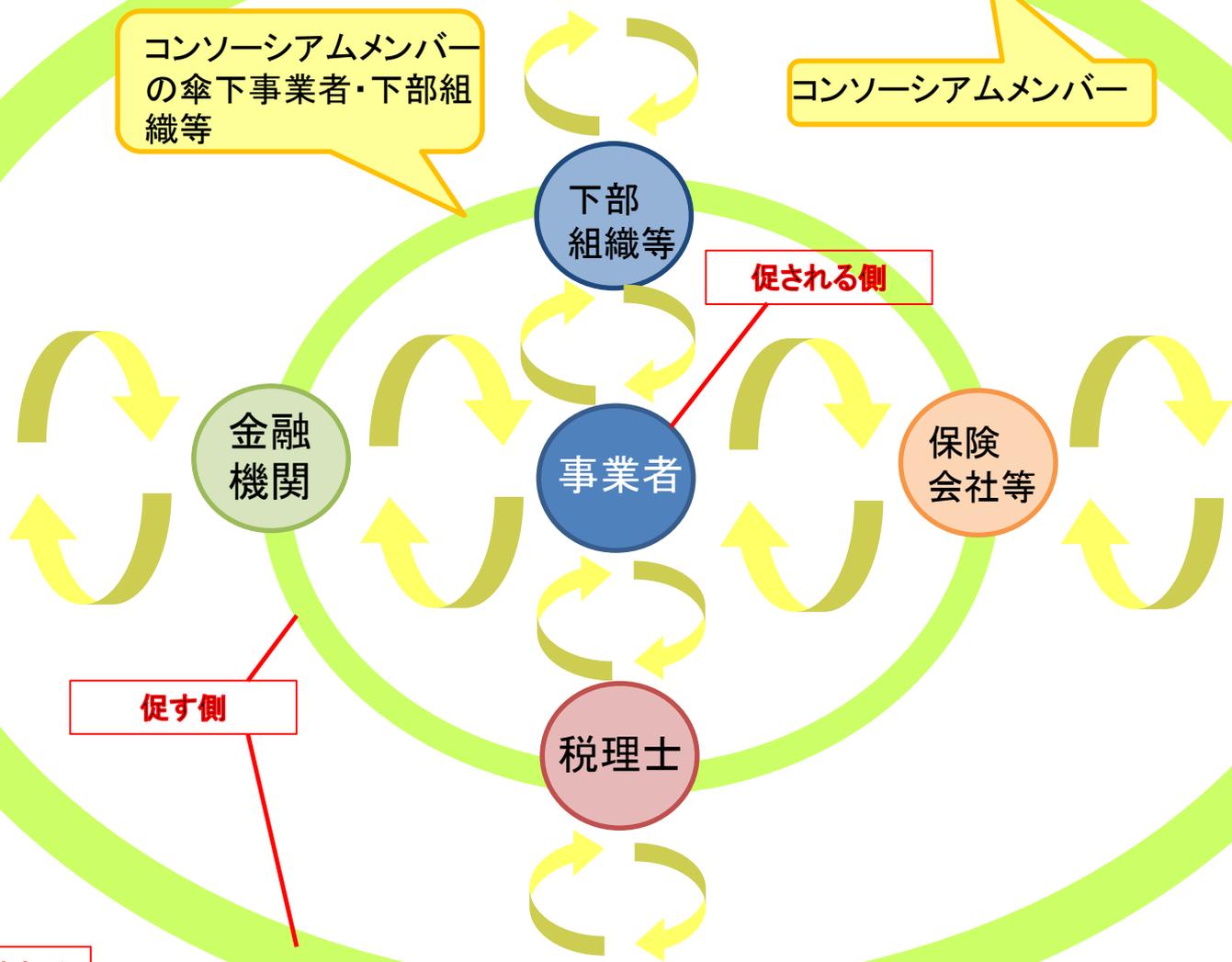
・日本経済団体連合会 ・経済同友会 ・日本商工会議所 ・全国商工会連合会 ・全国中小企業団体中央会

コンソーシアムメンバー
の傘下事業者・下部組織等

コンソーシアムメンバー

・全国銀行協会
・全国信用金庫協会
・全国信用組合中央協会

・日本損害保険代理業協会
・日本損害保険協会
・日本保険仲立人協会
・外国損害保険協会



本取組を促す側と促される側を図にしたもの

・日本税理士会連合会

(ご参考) 防災経済コンソーシアム (仮称) 設立準備会について

- 「激甚化する大規模災害に係るリスクファイナンス検討会」も踏まえ、事業者の災害リスクマネジメント向上の取組を効果的かつ継続的に促すための枠組みとして、「防災経済コンソーシアム」(仮称)の設立を目指す。
- 当該コンソーシアムの設立に向け、当該コンソーシアムの活動指針となる「防災経済行動原則」(仮称)や、当該コンソーシアムの設立・運営に必要な事項(規約や活動内容等)を検討する。

【委員】

石澤 義文	全国商工会連合会会長
大村 功作	全国中小企業団体中央会会長
金子 智明	一般社団法人日本損害保険代理業協会会長
神津 信一	日本税理会連合会会長
小林 喜光	公益社団法人経済同友会代表幹事
榊原 定征	一般社団法人日本経済団体連合会会長
佐藤 浩二	一般社団法人全国信用金庫協会会長
原 典之	一般社団法人日本損害保険協会会長
平賀 暁	一般社団法人日本保険仲立人協会理事長
平野 信行	一般社団法人全国銀行協会会長
三村 明夫	日本商工会議所会頭
ロバート L. ノッディン (Robert L. Noddin)	一般社団法人外国損害保険協会会長
渡邊 武	一般社団法人全国信用組合中央協会会長 (平成29年7月31日現在 敬称略 50音順)

【事務局】

内閣府政策統括官(防災担当) 付参事官 (防災計画担当)

【検討スケジュール】

- ・ 第1回
9月22日(金) 16時~18時
- ・ 第2回
11月29日(水) 16時~18時
- ・ 第3回
12月22日(金) 16時~18時
- ・ 第4回
2月23日(金) 16時~18時



- ・ 「防災経済コンソーシアム」設立総会
3月23日(金) 16時~17時

防災経済行動原則

平成 30 年 3 月 23 日
防災経済コンソーシアム

【前文】

我が国は、その自然的条件から災害が発生しやすい特性を有している。このため事業者は、災害リスクマネジメントが事業経営上の根幹をなすことを認識して意思決定等の行動を行うことが重要である。特に大規模災害時には公助に一定の限界があることから、事業者は、自助・共助による以下（１）～（４）の事前の備えを行うことが重要である。

- （１）事業者は、自らの災害リスクを適切に認識・把握する。
- （２）事業者は、認識・把握した自らの災害リスクに応じて、リスクコントロール（耐震補強、BCP対策等）とリスクファイナンス（保険加入、融資、現金保有等）の組合せによる効果的な災害リスクマネジメントによって、防災対策を実施する。
- （３）事業者は、自らが主体的に行動するため、自らの役職員への防災教育の充実により意識を向上させる。
- （４）事業者は、自らの事業経営に不可欠な取引先、金融機関、事業者団体等の関係機関等と連携・コミュニケーションを図り、自助・共助の防災対策を実施する。

防災経済行動原則は、事業者が自助・共助による事前の備えを行うことによって、結果として社会全体の災害リスクマネジメント力が高まるように、防災経済コンソーシアムのメンバーの活動上尊重されるべきものである。

【防災経済行動原則】

1. 防災経済コンソーシアムのメンバーは、【前文】（１）～（４）の実現を図るために必要な推進を図る。
2. 防災経済コンソーシアムのメンバーは、防災経済コンソーシアムへの情報共有や事業者への還元など、得られた知見は可能な限り共有し、社会全体の災害リスクマネジメント力向上の推進を図る。
3. 防災経済コンソーシアムのメンバーは、メンバーが属する業界の特性に応じた創意工夫により、事業者の災害リスクマネジメント力向上のための普及・啓発を図る。

以上